

広島県告示第九百九十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービス事業を廃止した事務所	廃止年月日
<p>名 称 株式会社メデイ ネットコンサル テイニング</p> <p>主たる事務所 の 所 在 地 広島市中央区大手町 二丁目一番二号</p> <p>名 称 愛ゆうスマイル 大芝</p> <p>所 在 地 広島市西区大芝一 丁目二番三号山根 ビル二階</p> <p>平成一九年七 月二二日</p>	<p>三原市城町二丁目 二―五乙ビル二階</p> <p>さくら・介護ス テーション三原</p> <p>三原市城町二丁目 二番五号</p> <p>平成一九年七 月二二日</p>	<p>三原市城町二丁目 二番五号</p> <p>平成一九年七 月二二日</p>
<p>フジ総合印刷株 式会社</p> <p>福山市新市町新市 九七六一―</p> <p>訪問介護ゆう ゆう高木</p> <p>府中市高木町二〇 ―</p> <p>平成一九年七 月二二日</p>	<p>訪問介護ゆう ゆう高木</p> <p>府中市高木町二〇 ―</p> <p>平成一九年七 月二二日</p>	<p>平成一九年七 月二二日</p>